十八年建設省告示第五百六十七号、昭和五十年建設省告示第千四百五十四号、昭和五十三年建設省告示第五十七号、昭和五十五年建設省告示第百七十号、昭和五十六年建設省告示第六百四十号、昭和五十七年建設省告示第三百三十四号、昭和五十九年建設省告示第三十号、昭和六十年建設省告示第千百三十号、昭和六十二年建設省告示第三百一号、昭和六十三年建設省告示第二百三十九号、平成元年建設省告示第千九十五号、平成元年建設省告示第千九百二十九号、平成二年建設省告示第千二百二十号、平成三年建設省告示第千三百八十一号、平成四年建設省告示第七百八十号、平成五年建設省告示第六百九十七号、平成六年建設省告示第二千百三号、平成七年建設省告示第千一号、平成八年建設省告示第千三百四十四号、平成九年建設省告示第千二百六十一号、平成十一年建設省告示第二百四十八号、平成十一年建設省告示第九百二十六号、平成十二年建設省告示第千六百四号、平成十三年関東地方整備局告示第三百十二号、平成十五年関東地方整備局告示第百二十八号、平成十五年関東地方整備局告示第二百三十一号、平成十七年関東地方整備局告示第二百六十六号、平成十七年関東地方整備局告示第四百七十六号、平成十八年関東地方整備局告示第三百八十一号、平成十九年関東地方整備局告示第六十九号、平成二十年関東地方整備局告示第二百四十四号、平成二十二年関東地方整備局告示第百七十九号、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六号、平成二十九年関東地方整備局告示第百八十六号、平成三十年関東地方整備局告示第六十三号、平成三十年関東地方整備局告示第二百五十九号、令和二年関東地方整備局告示第九十四号、令和三年関東地方整備局告示第六十七号、令和四年関東地方整備局告示第二百七十七号及び令和六年関東地方整備局告示第百五十五号の事業地に江東区海の森一丁目、海の森二丁目、海の森三丁目及び海の森三丁目地先並びに大田区令和島一丁目及び令和島二丁目を加える。

○関東地方整備局告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　市川都市計画道路事業三・三・九号柏井大町線

三　事業施行期間　自令和八年二月二十四日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県市川市大町及び大野町三丁目地内

使用の部分　千葉県市川市大町地内

○北陸地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月二十四日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第四百二号南魚沼都市計画下水道事業魚野川流域下水道（六日町処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十七年三月十二日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
飛騨市神岡町東茂住字赤谷三番一から同市神岡町東茂住字赤谷一番一まで	前	二〇・二〇～六三・〇二	〇・二五〇
	後	二〇・二〇～一〇六・九〇	〇・二七〇

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

○四国地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
観音寺市吉岡町字道上二〇九番一から同市植田町字東原三三番一まで	前	一〇・九〇～三〇・九二	〇・三七二
	後	二九・二六～四三・六四	〇・三七二
三豊市豊中町本山甲字樋之尻一二四〇番一から同市豊中町本山甲字新田一八二二番四まで	前	二三・〇九～五六・四〇	〇・三一二
	後	二三・三九～五六・四〇	〇・三一二

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○沖縄総合事務局告示第一号

次のように道路の沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

沖縄総合事務局長　小八木大成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十八号

(三)　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員（メートル）	延長（キロメートル）	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象施設の支柱等
名護市字許田長浜原九番一から同市字許田湊川原九十七番二まで	七・二〇	一・二四五	電柱、広告塔、看板、運動

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二号

令和八年二月二十五日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十四日

沖縄総合事務局長　小八木大成

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
名護市字許田長浜原九番一から同市字許田湊川原九十七番二まで（名護市字許田長浜原九番一から同市字許田湊川原九十七番二まで）	一般国道五十八号	電柱、広告塔、看板、運動施設の支柱等

図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所